

## 令和7年度 第7回 教育研究評議会報

日 時: 令和7年11月25日(火) 14:00~15:04

\*審議に先立ち、前回開催の教育研究評議会議事要旨案について確認があり、原案どおり承認された。

### 審議事項

1. 国立大学法人琉球大学化学物質管理規程の一部改正について  
島居理事から、資料に基づき提案説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。
2. 琉球大学医学部・保健学研究科と聖キリル・メトディウス大学(北マケドニア)との部局間交流協定の締結について  
木暮理事から、資料に基づき提案説明があった。審議の結果、原案どおり承認された。

### 報告事項

1. 全学教員人事委員会報告について  
(令和7年11月11日)  
木暮理事から、資料に基づき報告があった。
2. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等について  
福治理事から、資料に基づき報告があった。
3. 学生調査及び外部テスト(GPS-Academic)試行実施の回答率・受検率と今後の検証・フィードバックの予定について  
萩野グローバル教育支援機構副機構長から、資料に基づき報告があった。  
なお、今後の本格導入については、受検した学生へのアンケート及びモニターとなった教員へのアンケートなどの検証結果を踏まえ、慎重に検討していきたい旨説明があった。
4. 子ども性暴力防止法の制定に伴う令和8年度入学者への周知等について  
小野寺教育学部長から、資料に基づき、教職課程を履修する学生に対して性犯罪歴の確認が義務化されること及び周知等の予定について説明があった。  
喜納学長から、学生がサークルのボランティア等で子どもと関わるような場合でも該当するか確認があり、矢野副理事からは、本件は教育機関等で従事する者に適用される制度であり、法務省から教育機関等へ犯罪歴という高度な個人情報が提供されるため、サークル等での取扱いは難しいとの回答があった。  
評議員から、医学部の臨床実習(小児科)においても懸念されている状況が起こる可能性もあるが、性犯罪歴の確認の対象となるか質問があり、現状としては教育機関等での実習が対象となっており、臨床実習で確認することは個人情報保護法に抵触する可能性がある旨の説明があった。

評議員から、教育学部以外の学部と情報量や温度差がないよう全学的に進めていただき、また、教育学部以外の学部が開講する教職入門の履修生、科目等履修生、3年次編入学生への対応も検討していただきたい旨の発言があった。

評議員から、医療系同様に文系学部でも子どもがいる施設での実習があるため、大学としてどこまで対応が必要なのか専門的知見に基づき提示して欲しいこと。性犯罪歴として申告する範囲、性犯罪及び類似行為について起こした年齢でどう変わるのかかという点などを示して欲しいとの発言があり、矢野副理事からは、性犯罪・児童福祉法・児童ポルノ関係での有罪判決は明確であるが、青少年保護育成条例による処罰が入るかどうか確定していないこと、学校の処分は含まれないとの回答があった。

5. 令和7年度利益相反定期自己申告書の提出状況について  
名嘉村理事から、資料に基づき、報告があった。

その他

1. **断水時等の対応について**  
評議員から、11月24日に起きた沖縄県での断水への対応に関して、授業の有無について周知が無かつたため、今後、全学的な緊急事態に関しては、琉大ポータルを用いるなど、何らかの方法で通知してほしい旨、意見があった。
2. **全学委員会の選出について**  
評議員から、全学委員会の委員の選出について、学部からの選出が必要な委員会を、年内に依頼を行ってほしい旨、意見があった。